

# 中国子会社への税務ヘルスチェック実施例

November 2023

## In brief

前号「日本本社が知っておくべき中国子会社の税務ガバナンスの課題」では、中国子会社が抱える主な税務ガバナンスの課題および中国子会社の潜在的税務リスクの重要性について解説しました。本ニュースレターでは、具体的なソリューションの一つである税務ヘルスチェックを実施して発見された問題点などを解説します。

## In detail

税務ヘルスチェックを実施した際に発見された問題点やリスクについて、発生原因や対応策を含め典型的な内容をまとめました。貴社の中国子会社のケースに照らし合わせ、対応についてのご検討をお勧めします。

ヘルスチェックの対象範囲	発見された問題点・リスク	発生原因・対応策
税務リスク	外国籍従業員の個人所得税免税項目に係る証明書類の未保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国子会社の税務担当者は、外国籍従業員の個人所得税法に対する理解が十分ではなく、外国籍従業員に支給された住宅手当、引越費用、ホームリーブ費用、語学研修費および子女教育費などの免税項目に係る証明書類を保存すべきであることを認識していませんでした。</li> <li>税務業務マニュアルを作成するなど、書類の保存をルール化させるような対応が必要といえます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>印紙税の対象となる契約書の一部について、印紙税の納付漏れおよび料率の適用誤りがありました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業部が契約書の印紙税の判定を行っており、本来課税対象となる契約書について印紙税の納付漏れが生じていました。また、印紙税は納付されたものの、印紙税料率の適用誤りも散見されました。</li> <li>税法に沿った印紙税の取り扱いを社内で統一し、税務担当者が、事業部の判断結果のダブルチェックを行う体制を構築することが望されます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の廃棄損や売掛金の貸倒損失について、損金算入要件となる資料が保存されておらず、企業所得税法上、損金不算入となることが判明しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の損失の損金算入要件として必要な書類（社内承認資料、第三者機関から発行された廃棄証明書など）を保存する必要があります。税務担当者の税法に対する理解不足により保存漏れが生じました。</li> <li>税法の要件充足のために、保存を実施する体制を構築する必要があります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去、所轄税務局から、中国国内の組織再編に係る税務処理について指導を受けたものの、中国子会社の説明不足により、当該指導が相応しくないことが判明しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務担当者の組織再編税制に対する理解不足により、当時、所轄税務局に対して十分に前提などを説明できず、正確な指導を受けることができませんでした。これによって、税務処理の誤りが生じたと思われます。</li> <li>所轄税務局へ税務処理等を質問する際には、事前に当局担当者の判断に必要な前提条件を準備し、根拠条文を事前に確認する必要があります。特に重要な取引については、外部税務専門家の助言を受けることが望ましいといえます。</li> </ul>
税務リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業所得税法上、恒久的施設(Permanent Establishment: PE)を生じさせるような、日本本社からの出張および出向がありました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本からの出張者および出向者が属する日本本社の事業部による中国税務の理解不足により生じた潜在的税務リスクでした。</li> <li>日本本社の税務部などが事業部に対して中国PEリスクを事前に伝えるなどのコミュニケーションルートを整備し、連絡を取り合うことで当該税務リスクを未然に防止することが望ましいといえます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業所得税法上、ハイテク優遇税制の適用対象とならない研究開発費に対し、誤って当該優遇税制を適用していることが判明しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>節税の享受を優先するあまり、対象外の研究開発費まで適用対象を広げていました。</li> <li>優遇税制の要件を十分に理解し、正しく税制を適用する必要があります。必要に応じて、外部税務専門家の助言を受けることが望ましいといえます。</li> </ul>
税務ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務調査にて指摘された内容について本質的な発生原因の特定が行われていませんでした。</li> <li>日本本社と中国子会社が所有する知的財産権の帰属を整理することにより、研究開発費追加控除の適用可能性が判明しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務調査にて指摘された内容を適切に処理したもの、税務処理の誤りの再発防止のための本質的な改善がなされていませんでした。</li> <li>税務調査などで指摘された内容について、組織、人材または業務プロセスを考慮し、リスクが生じた根本的原因を究明し、再発防止策を実施する必要があります。</li> <li>左記は、本来取り得る優遇税制の適用が漏れていた可能性があるという事例でした。一般的に、すべての知的財産権は日本本社に帰属するものと理解される傾向があり、これを理由として、中国子会社における研究開発費追加控除の適用可能性について検討してきました。知的財産権の帰属を整理することで、研究開発費追加控除を受けられる可能性が判明しました。</li> <li>漏れなく優遇税制のメリットを享受するために、自社における適用可能性を徹底的に検討することをルール化することが必要です。</li> </ul>

## The takeaway

税務ヘルスチェックは、個社の税務ガバナンスの状況を「見える化」し、潜在的な課税リスク、対応すべき課題を特定し、そして適用可能な優遇税制などの税コスト適正化の余地を発見できます。これらに適切に対応することで、税務ガバナンスの向上を図ることでき、中国子会社の企業価値の維持・向上、ひいてはグループ全体の持続可能な事業経営につながると考えます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
白崎 亨

ディレクター  
佐々木 敏子

シニア マネージャー  
丁 琦忠

### PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

北京事務所  
パートナー  
山崎 学

上海事務所  
パートナー  
渕澤 高明

上海事務所  
シニア マネージャー  
松島 伸帆

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。